

公益社団法人 日本地下水学会 役員報酬規程

2010年4月3日 制定

2023年4月22日 改定

(目的)

第1条 この役員報酬規程(以下「規程」という。)は、公益社団法人日本地下水学会(以下「この学会」という。)における役員報酬関し必要な事項を定めることを目的とする。

(総則)

第2条 この学会の定款第27条ただし書きにより、役員に報酬等を支給する場合は、この規程に定めるところによる。

(対象役員および報酬の種類)

第3条 この学会の役員報酬等は代議員総会の決議を経て、役員に対して支払うことができる。

2. 役員報酬等は役員基本報酬および通勤手当とする。

(基本報酬)

第4条 役員基本報酬は年額とし、別表1に定める俸給表の額を上限として代議員総会の決議を経て定める。

2. 役員基本報酬の支払いは、前項によって決定した年額を12で除した額を毎月支払う。ただし、新任または退任により、1ヶ月に満たない任期がある場合は、日割でこれを計算し支払う。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする役員に対し、毎月その負担する運賃の額を支払う。

2. 前項の役員が負担する運賃の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路および方法によって算出する。

(細則)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会において決定する。

(附則)

第7条 この規程の制定もしくは改定は、理事会で決定する。

第8条 この規程は、2010年4月3日から施行する。

第9条 この規程は、改定のあった日をもって有効とする。

(別表1) 第4条1項に定める俸給表

区分	金額 (万円)
会 長	0
副会長	0
理 事	0
監 事	0